

申請日 2022 年 12 月 22 日

一般社団法人 投資信託協会
会長 殿

SOMPOアセットマネジメント株式会社
代表取締役社長 小嶋 信弘

正会員の財務状況等に関する届出書

当社の財務状況等に係る会計監査が終了いたしましたので、貴協会の定款の施行に関する規則
第 10 条第 1 項第 17 号イの規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

1 【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額 (2022 年 11 月末現在)

資本金の額	1,550 百万円
会社が発行する株式の総数	50,000 株
発行済株式総数	24,085 株
最近 5 年間ににおける主な資本金の額の増減：該当事項はありません。	

(2) 会社の機構 (2022 年 11 月末現在)

① 会社の意思決定機構

定款に基づき 10 名以内の取締役が株主総会において選任されます。取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上にあたる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行います。また、その選任決議は、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期終了と同時に終了します。

取締役会の決議によって、代表取締役を選定します。また、取締役会長、取締役社長各 1 名を選定することができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となります。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役がその

任にあたります。取締役会の招集通知は会日の3日前までに発します。ただし、緊急の必要のある場合には、この期間を短縮することができます。

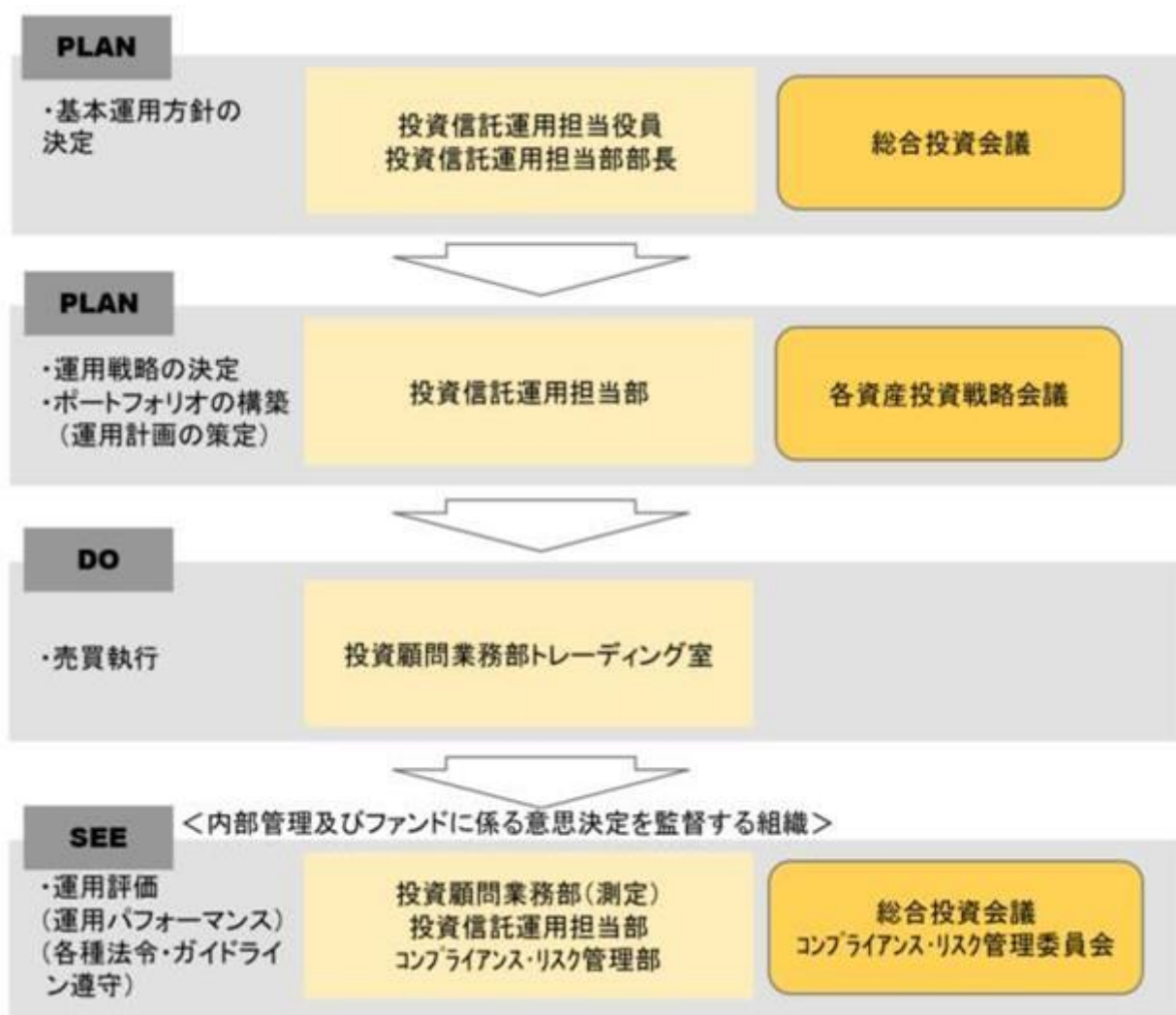
取締役会は、法令または定款に別段の定めがある場合のほか、業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行います。

② 投資運用の意思決定機構

- ・総合投資会議は、ファンドの基本運用方針の分析と決定を行います。
- ・各資産投資戦略会議は、総合投資会議の基本運用方針に基づき、ファンドの運用戦略を決定し、各運用担当部が運用計画を策定します。

銘柄の選定にあたっては「いかなる資産も本来の投資価値を有しており、市場価格は中長期的にはこの投資価値に収束する。したがって、市場価格と投資価値の乖離が超過収益の源泉となる。」という当社の投資哲学に基づき、各資産、市場、銘柄の割安・割高の度合いを算出するために、各々の「本来あるべき投資価値」を分析することに注力しています。

- ・各運用担当部で策定された運用計画に基づき、投資顧問業務部トレーディング室が最良執行の観点から売買を執行します。
- ・運用状況の分析・評価等は運用担当部で行い、総合投資会議に報告されます。また、売買チェック、リスク管理、各種法令、ガイドライン遵守の状況は、コンプライアンス・リスク管理部で確認を行い、コンプライアンス・リスク管理委員会に報告されます。



2 【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）ならびに証券投資信託の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資一任契約に基づく運用（投資運用業）および投資助言業務を行っています。

委託会社の運用する投資信託（親投資信託を除きます。）は 2022 年 11 月末現在、計 257 本（追加型株式投資信託 150 本、単位型株式投資信託 57 本、単位型公社債投資信託 50 本）であり、その純資産総額の合計は 1,523,343 百万円です。

3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社であるSOMP Oアセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号。以下「財務諸表等規則」という。）、ならびに、同規則第 2 条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年内閣府令第 52 号）により作成しております。

また、委託会社の中間財務諸表は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 52 年大蔵省令第 38 号）、ならびに、同規則第 38 条第 1 項及び第 57 条第 1 項の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年内閣府令第 52 号）により作成しております。

2. 委託会社は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、事業年度(2021 年 4 月 1 日から 2022 年 3 月 31 日まで)の財務諸表について、EY 新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

また、委託会社は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 38 期中間会計期間（2022 年 4 月 1 日から 2022 年 9 月 30 日まで）の中間財務諸表について、EY 新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

		前事業年度 (2021年3月31日)		当事業年度 (2022年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(千円)		金額(千円)	
(資産の部)					
I 流動資産					
1 現金・預金			2,945,148		3,870,549
2 前払費用			127,883		102,011
3 未収委託者報酬			1,163,524		1,137,463
4 未収運用受託報酬			698,718		1,220,102
5 その他			108,949		6,676
流動資産合計			5,044,225		6,336,803
II 固定資産					
1 有形固定資産					
(1) 建物	※1		16,555		12,438
(2) 器具備品	※1		113,426		97,847
有形固定資産合計			129,982		110,285
2 無形固定資産					
(1) 電話加入権			4,535		4,535
無形固定資産合計			4,535		4,535
3 投資その他の資産					
(1) 投資有価証券			371,688		551,730
(2) 長期差入保証金			173,961		173,961
(3) 繰延税金資産			368,045		369,976
(4) その他			32		32
投資その他の資産合計			913,728		1,095,700
固定資産合計			1,048,245		1,210,521
資産合計			6,092,470		7,547,325

		前事業年度 (2021 年 3 月 31 日)		当事業年度 (2022 年 3 月 31 日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)		金額 (千円)	
(負債の部)					
I 流動負債					
1 預り金			6, 525		6, 032
2 未払金					
(1) 未払配当金	※2	640, 000		700, 000	
(2) 未払手数料		449, 942		421, 565	
(3) その他未払金	※2	138, 332	1, 228, 275	526, 525	1, 648, 091
3 未払費用			725, 437		1, 048, 260
4 未払消費税等			74, 945		191, 700
5 未払法人税等			259, 089		118, 353
6 賞与引当金			130, 032		171, 866
7 役員賞与引当金			6, 300		6, 600
流動負債合計			2, 430, 606		3, 190, 904
II 固定負債					
1 退職給付引当金			177, 918		208, 284
2 資産除去債務			9, 111		9, 265
固定負債合計			187, 029		217, 549
負債合計			2, 617, 636		3, 408, 454
(純資産の部)					
I 株主資本					
1 資本金			1, 550, 000		1, 550, 000
2 資本剰余金					
(1) 資本準備金			413, 280		413, 280
資本剰余金合計			413, 280		413, 280
3 利益剰余金					
(1) その他利益剰余金					
繰越利益剰余金			1, 469, 821		2, 129, 605
利益剰余金合計			1, 469, 821		2, 129, 605
株主資本合計			3, 433, 101		4, 092, 885
II 評価・換算差額等					
1 その他有価証券評価差額金			41, 732		45, 985
評価・換算差額等合計			41, 732		45, 985
純資産合計			3, 474, 834		4, 138, 870
負債・純資産合計			6, 092, 470		7, 547, 325

(2) 【損益計算書】

		前事業年度 (自 2020 年 4 月 1 日 至 2021 年 3 月 31 日)		当事業年度 (自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)		金額 (千円)	
I 営業収益					
1 委託者報酬		5,130,232		6,276,724	
2 運用受託報酬		3,361,929	8,492,161	4,403,451	10,680,175
II 営業費用					
1 支払手数料		2,224,426		2,660,547	
2 広告宣伝費		14,138		27,018	
3 公告費		470		200	
4 調査費		2,203,386		2,998,033	
(1) 調査費		881,821		982,738	
(2) 委託調査費		1,318,730		2,012,478	
(3) 図書費		2,835		2,815	
5 営業雑経費		144,775		128,682	
(1) 通信費		13,988		13,042	
(2) 印刷費		114,745		97,704	
(3) 諸会費		16,041	4,587,196	17,935	5,814,481
III 一般管理費					
1 給料		1,581,885		1,654,831	
(1) 役員報酬		62,931		57,475	
(2) 給料・手当		1,326,451		1,373,956	
(3) 賞与		192,502		223,399	
2 福利厚生費		199,204		207,945	
3 交際費		4,247		7,538	
4 寄付金		300		300	
5 旅費交通費		2,820		6,738	
6 法人事業税		45,366		56,077	
7 租税公課		31,417		30,211	
8 不動産賃借料		211,971		220,595	
9 退職給付費用		76,373		79,199	
10 賞与引当金繰入		130,032		171,866	
11 役員賞与引当金繰入		6,300		6,600	
12 固定資産減価償却費		26,025		37,983	
13 諸経費		344,942	2,660,886	428,184	2,908,072
営業利益			1,244,078		1,957,622
IV 営業外収益					
1 受取配当金		326		626	
2 受取利息		—		0	
3 有価証券売却益		3,436		7,179	
4 有価証券償還益		—		1,198	
5 為替差益		360		10,426	
6 保険配当金		567		467	
7 雑益		742	5,432	1,537	21,434
V 営業外費用					
1 債権回収損		143		5,471	
2 雑損		484	627	363	5,835
経常利益			1,248,883		1,973,220
VI 特別損失					
1 固定資産除却損	※1	0		0	
2 商号変更費用		4,975	4,975	—	0
税引前当期純利益			1,243,908		1,973,220

法人税・住民税及び事業税			375,986		617,244
法人税等調整額			15,569		△ 3,808
当期純利益			852,352		1,359,783

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2020 年 4 月 1 日 至 2021 年 3 月 31 日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計
		資本 準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計	
				繰越利益 剰余金		
当期首残高	1, 550, 000	413, 280	413, 280	1, 257, 468	1, 257, 468	3, 220, 749
当期変動額						
剰余金の配当				△ 640, 000	△ 640, 000	△ 640, 000
当期純利益				852, 352	852, 352	852, 352
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)						
当期変動額合計	—	—	—	212, 353	212, 353	212, 353
当期末残高	1, 550, 000	413, 280	413, 280	1, 469, 821	1, 469, 821	3, 433, 101

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その他有価 証券評価差 額金	評価・換 算差額等 合計	
当期首残高	△3,147	△3,147	3,217,602
当期変動額			
剰余金の配当			△ 640,000
当期純利益			852,352
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	44,879	44,879	44,879
当期変動額合計	44,879	44,879	257,232
当期末残高	41,732	41,732	3,474,834

当事業年度（自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計
		資本 準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計	
				繰越利益 剰余金		
当期首残高	1, 550, 000	413, 280	413, 280	1, 469, 821	1, 469, 821	3, 433, 101
当期変動額						
剰余金の配当				△ 700, 000	△ 700, 000	△ 700, 000
当期純利益				1, 359, 783	1, 359, 783	1, 359, 783
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)						
当期変動額合計	－	－	－	659, 783	659, 783	659, 783
当期末残高	1, 550, 000	413, 280	413, 280	2, 129, 605	2, 129, 605	4, 092, 885

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価 証券評価差 額金	評価・換 算差額等 合計	
当期首残高	41,732	41,732	3,474,834
当期変動額			
剰余金の配当			△ 700,000
当期純利益			1,359,783
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	4,252	4,252	4,252
当期変動額合計	4,252	4,252	664,036
当期末残高	45,985	45,985	4,138,870

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	15 年
器具備品	2～20 年

3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、当事業年度における支給見込額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における要支給額を計上しております。

退職給付債務の計算に当たっては、「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 25 号）に定める簡便法によっております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) 投資信託事業においては、信託約款に基づきファンドごとの日々の純資産総額に対し信託報酬率を乗じた額を、運用期間に応じて収益として認識しております。

(2) 投資顧問事業においては、投資顧問契約に基づきファンドごとの資産残高に対し報酬料率を乗じた額を、運用期間に応じて収益として認識しております。

また、成功報酬型の収益は、投資顧問契約に基づき契約ごとに取り決めている運用パフォーマンスの結果に応じ、報酬を受領する権利が確定した時点で収益を認識しております。

6. その他財務諸表作成のための基礎となる事項

(1) 消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

(2) 連結納税制度の適用

当事業年度から連結納税制度を採用しております。

なお、当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和 2 年法律第 8 号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計に適用に関する取扱い」（実務対応報告第 39 号 2020 年 3 月 31 日）第 3 項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 28 号 2018 年 2 月 16 日）第 44 項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

会計方針の変更

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これによる、財務諸表に与える影響はありません。

（時価の算定に関する会計基準等の適用）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第 30 号 2019 年 7 月 4 日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第 19 号及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第 10 号 2019 年 7 月 4 日）第 44-2 項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる、財務諸表に与える影響はありません。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。ただし、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第 19 号 2019 年 7 月 4 日）第 7-4 項に定める経過的な取扱いに従って、当該注記のうち前事業年度に係るものについては記載しておりません。

未適用の会計基準等

- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 31 号 2021 年 6 月 17 日 企業会計基準委員会）

（1）概要

投資信託の時価の算定及び注記に関する取扱い並びに貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資の時価の注記に関する取扱いが定められました。

（2）適用予定日

2023 年 3 月期の期首から適用します。

（3）当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

- ・「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第 42 号 2021 年 8 月 12 日 企業会計基準委員会）

（1）概要

2020 年 3 月 27 日に成立した「所得税法等の一部を改正する法律」（令和 2 年法律第 8 号）において、連結納税制度を見直しグループ通算制度へ移行することとされたことを受け、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを明らかにすることを目的として企業会計基準委員会から公表されたものです。

（2）適用予定日

2023 年 3 月期の期首から適用します。

（3）当該会計基準等の適用による影響

「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

表示方法の変更

（損益計算書）

前事業年度において、「営業外費用」の「雑損」に含めていた「債権回収損」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外費用」の「雑損」に表示していた 627 千円は、「債権回収損」143 千円及び「雑損」484 千円として組み替えております。

注記事項

(貸借対照表関係)

※ 1 有形固定資産の減価償却累計額は、次のとおりであります。

(単位：千円)

	前事業年度 (2021 年 3 月 31 日)	当事業年度 (2022 年 3 月 31 日)
建物	95,327	99,675
器具備品	77,801	108,702

※ 2 関係会社項目

関係会社に対する負債は、次のとおりであります。

(単位：千円)

	前事業年度 (2021 年 3 月 31 日)	当事業年度 (2022 年 3 月 31 日)
未払金		
未払配当金	640,000	700,000
その他未払金	—	345,346

(損益計算書関係)

※ 1 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2020 年 4 月 1 日 至 2021 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)
器具備品	0	0

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度 (自 2020 年 4 月 1 日 至 2021 年 3 月 31 日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度 期末株式数
普通株式	24,085 株	— 株	— 株	24,085 株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の 種類	配当金の 総額	1 株当 たり配当額	基準日	効力発生日
2021 年 3 月 30 日 取締役会	普通 株式	640,000 千円	26,572 円	—	2021 年 3 月 31 日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

当事業年度 (自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度	当事業年度	当事業年度	当事業年度
-------	-------	-------	-------	-------

	期首株式数	増加株式数	減少株式数	期末株式数
普通株式	24,085 株	－株	－株	24,085 株

2. 自己株式に関する事項
該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項
該当事項はありません。

4. 剰余金の配当に関する事項
(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2022年3月30日 取締役会	普通株式	700,000 千円	29,063 円	－	2022年3月31日

- (2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの
該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

- (1) 金融商品に対する取組方針

当社では、主として短期的な預金及び一部の有価証券によって運用しており、経営として許容できる範囲内にリスクを制御するよう、適切に資産運用を行っております。

- (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、そのほとんどが信託財産から支払われるため、回収リスクは僅少であります。

投資有価証券は、主に投資信託を保有しており、今後の基準価額の下落によっては、売却損・評価損計上による利益減少や、評価差額金の減少により純資産が減少するなど、価格変動リスクに晒されております。

- (3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社では、短期的な預金について、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

価格変動リスクについては、四半期ごとに時価の状況等を把握し、当該状況については資産運用管理規程に従い、経理担当部が取締役会等へ報告し、適切に管理を行っております。

- (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度 (2021 年 3 月 31 日)

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 未収委託者報酬	1,163,524	1,163,524	－
(2) 未収運用受託報酬	698,718	698,718	－
(3) 投資有価証券 (※2)	370,938	370,938	－
資産計	2,233,181	2,233,181	－
(1) 未払金	1,228,275	1,228,275	－
(2) 未払費用	725,437	725,437	－
負債計	1,953,712	1,953,712	－

当事業年度 (2022 年 3 月 31 日)

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 未収委託者報酬	1,137,463	1,137,463	－
(2) 未収運用受託報酬	1,220,102	1,220,102	－

(3) 投資有価証券 (※2)	550,980	550,980	—
資産計	2,908,546	2,908,546	—
(1) 未払金	1,226,525	1,226,525	—
(2) 未払費用	1,048,260	1,048,260	—
負債計	2,274,786	2,274,786	—

(※1) 「現金・預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2) 以下の市場価格のない株式等は、(4) 投資有価証券には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区分	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
非上場株式	750	750

注1. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度 (2021年3月31日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
(1) 預金	2,945,017	—	—	—
(2) 未収委託者報酬	1,163,524	—	—	—
(3) 未収運用受託報酬	698,718	—	—	—
(4) 投資有価証券 その他有価証券のうち満期 があるもの				
株式	—	—	—	—
債券	—	—	—	—
その他	—	238,334	19,373	113,231
合計	4,807,260	238,334	19,373	113,231

当事業年度 (2022年3月31日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
(1) 預金	3,870,414	—	—	—
(2) 未収委託者報酬	1,137,463	—	—	—
(3) 未収運用受託報酬	1,220,102	—	—	—
(4) 投資有価証券 その他有価証券のうち満期 があるもの				
株式	—	—	—	—
債券	—	—	—	—
その他	44,728	201,061	32,679	272,511
合計	6,272,708	201,061	32,679	272,511

注2. 社債、新株予約権付社債及び長期借入金の決算日後の返済予定額

該当事項はありません。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価	観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価
レベル2の時価	観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の算定に係るインプットを用いて算定した時価
レベル3の時価	観察できない時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

当事業年度（2022年3月31日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券（※1）	—	—	—	—
資産計	—	—	—	—

（※1）投資有価証券のうち投資信託 550,980 千円は上記の表に含めておりません。

(有価証券関係)

1. 売買目的有価証券

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券

該当事項はありません。

3. 子会社株式及び関連会社株式

該当事項はありません。

4. その他有価証券で時価のあるもの

前事業年度（2021年3月31日）

（単位：千円）

	種類	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	351,565	290,787	60,777
	小計	351,565	290,787	60,777
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	19,373	20,000	△627
	小計	19,373	20,000	△627
合計		370,938	310,787	60,150

当事業年度（2022年3月31日）

（単位：千円）

	種類	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	473,762	404,700	69,062
	小計	473,762	404,700	69,062

貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	77,218	80,000	△2,782
	小計	77,218	80,000	△2,782
合計		550,980	484,700	66,280

5. 売却したその他有価証券

前事業年度（自 2020 年 4 月 1 日 至 2021 年 3 月 31 日）（単位：千円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
(1) 株式	—	—	—
(2) 債券	—	—	—
(3) その他	93,436	3,436	—
合計	93,436	3,436	—

当事業年度（自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日）（単位：千円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
(1) 株式	—	—	—
(2) 債券	—	—	—
(3) その他	117,179	7,179	—
合計	117,179	7,179	—

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要（出向受入者に対する出向元への退職金負担額を除く。）

当社は、従業員の退職給付に充てるため、非積立型の確定給付制度及び確定拠出制度を採用しております。

退職一時金制度（非積立型制度であります。）では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

なお、当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

（1）簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

（単位：千円）

	前事業年度 （自 2020 年 4 月 1 日 至 2021 年 3 月 31 日）	当事業年度 （自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日）
退職給付引当金の期首残高	150,881	177,918
退職給付費用	32,311	34,032
退職給付の支払額	△ 5,274	△ 3,666
退職給付引当金の期末残高	177,918	208,284

（2）退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

（単位：千円）

	前事業年度 （2021 年 3 月 31 日）	当事業年度 （2022 年 3 月 31 日）
非積立型制度の退職給付債務	177,918	208,284
貸借対照表に計上された負債	177,918	208,284

と資産の純額		
退職給付引当金	177,918	208,284
貸借対照表に計上された負債 と資産の純額	177,918	208,284

(3) 退職給付費用

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2020 年 4 月 1 日 至 2021 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)
簡便法で計算した退職給付費用	32,311	34,032

3. 確定拠出制度

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2020 年 4 月 1 日 至 2021 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)
当社の確定拠出制度への要拠出額	33,790	37,490

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

	前事業年度 (2021 年 3 月 31 日)	当事業年度 (2022 年 3 月 31 日)
繰延税金資産		
ソフトウェア損金算入限度超過額	263,558	221,681
退職給付引当金	54,478	63,776
賞与引当金	39,815	52,625
未払事業税	16,148	25,882
繰延資産損金算入限度超過額	8,210	20,401
未払金否認	5,163	6,551
その他	5,409	5,629
繰延税金資産 小計	392,785	396,548
将来減算一時差異等の合計に係る 評価性引当額	△ 2,886	△ 2,933
評価性引当額 小計	△ 2,886	△ 2,933
繰延税金資産 合計	389,899	393,615
繰延税金負債		
其他有価証券評価差額金	△ 18,418	△ 20,295
株式譲渡損益	△ 3,031	△ 3,031
固定資産除去価額	△ 405	△ 313
繰延税金負債 合計	△ 21,854	△ 23,639
繰延税金資産の純額	368,045	369,976

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の 100 分の 5 以下であるため注記を省略しております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

本社事務所及び事業継続用事務所の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から15年と見積り、割引率は0.2%～1.8%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
期首残高	8,475	9,111
取得	485	—
時の経過による調整額	151	154
期末残高	9,111	9,265

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
投資信託事業	5,130,232	6,276,724
投資顧問事業（基本報酬）	3,361,929	3,421,061
投資顧問事業（成功報酬）	—	982,389
合計	8,492,161	10,680,175

(セグメント情報等)

セグメント情報

当社は、投資運用事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

前事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

日本	欧州	北米	中東	アジア	合計
7,335,140	473,576	379,864	256,439	47,139	8,492,161

(注) 営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えているため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する営業収益で損益計算書の営業収益の10%を占めるものがないため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

日本	欧州	北米	中東	アジア	合計
9,517,226	543,068	371,551	203,473	44,855	10,680,175

(注) 営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えているため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する営業収益で損益計算書の営業収益の 10%を占めるものがないため、記載を省略しております。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

当事業年度（自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (億円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	SOMPOホールディングス株式会社	東京都新宿区	1,000	経営管理	直接 100%	連結納税	連結納税に伴う支払い	493,587	未払金 (注 1)	345,346

注 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注 1) 連結納税制度による連結法人税等の支払予定額であります。

(2) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

該当事項はありません。

(3) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前事業年度（自 2020 年 4 月 1 日 至 2021 年 3 月 31 日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (億円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社を持つ会社	損保ジャパンDC証券株式会社	東京都新宿区	30	確定拠出年金業	—	投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託代行手数料の支払 (注 1)	519,262	未払手数料	134,523
同一の親会社を持つ会社	SOMPOひまわり生命保険株式会社	東京都新宿区	172	生命保険業	—	投資顧問契約に基づく資産運用	運用受託報酬の受取り (注 2)	169,160	未収運用受託報酬	93,872

注 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

注 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注 1) 代行手数料の支払いについては、一般的取引条件によっております。

(注 2) 運用受託報酬の受取りについては、一般的取引条件によっております。

当事業年度（自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (億円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社を持つ会社	損保ジャパンDC証券株式会社	東京都新宿区	30	確定拠出年金業	—	投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託代行手数料の支払 (注1)	625,470	未払手数料	147,871
同一の親会社を持つ会社	SOMPOひまわり生命保険株式会社	東京都新宿区	172	生命保険業	—	投資顧問契約に基づく資産運用	運用受託報酬の受取り (注2)	178,392	未収運用受託報酬	97,841

注1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

注2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 代行手数料の支払いについては、一般的取引条件によっております。

(注2) 運用受託報酬の受取りについては、一般的取引条件によっております。

- (4) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等
役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等との取引はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

SOMPOホールディングス株式会社（東京証券取引所に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

関連会社はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
1株当たり純資産額(円)	144,273.79	171,844.33
1株当たり当期純利益金額(円)	35,389.35	56,457.70

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
当期純利益(千円)	852,352	1,359,783
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(千円)	852,352	1,359,783
期中平均株式数(株)	24,085	24,085

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

		第 38 期中間会計期間 (2022 年 9 月 30 日)
区分	注記 番号	金額 (千円)
(資産の部)		
I 流動資産		
1 現金・預金		2,701,381
2 前払費用		89,158
3 未収委託者報酬		1,251,986
4 未収運用受託報酬		846,335
5 立替金		2,492
流動資産合計		4,891,355
II 固定資産		
1 有形固定資産	※1	96,656
2 無形固定資産		4,535
3 投資その他の資産		
(1) 投資有価証券		494,492
(2) 長期差入保証金		173,961
(3) 繰延税金資産		335,169
(4) その他		32
投資その他の資産合計		1,003,656
固定資産合計		1,104,847
資産合計		5,996,202

		第 38 期中間会計期間 (2022 年 9 月 30 日)
区分	注記 番号	金額 (千円)
(負債の部)		
I 流動負債		
1 預り金		7, 993
2 未払金		
(1) 未払手数料		448, 093
(2) その他未払金		146, 359
未払金合計		594, 452
3 未払費用		539, 231
4 未払法人税等		103, 042
5 賞与引当金		114, 828
6 役員賞与引当金		2, 400
7 その他	※2	5, 807
流動負債合計		1, 367, 755
II 固定負債		
1 退職給付引当金		227, 091
2 資産除去債務		9, 344
固定負債合計		236, 436
負債合計		1, 604, 191
(純資産の部)		
I 株主資本		
1 資本金		1, 550, 000
2 資本剰余金		
(1) 資本準備金		413, 280
資本剰余金合計		413, 280
3 利益剰余金		
(1) その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		2, 422, 456
利益剰余金合計		2, 422, 456
株主資本合計		4, 385, 736
II 評価・換算差額等		
1 その他有価証券評価差額金		6, 273
評価・換算差額等合計		6, 273
純資産合計		4, 392, 010
負債・純資産合計		5, 996, 202

(2) 中間損益計算書

		第 38 期中間会計期間 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2022 年 9 月 30 日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)	
I 営業収益			
1 委託者報酬		3,085,206	
2 運用受託報酬		1,557,063	4,642,269
II 営業費用			
1 支払手数料		1,290,236	
2 広告宣伝費		6,778	
3 公告費		200	
4 調査費		1,365,758	
(1) 調査費		544,610	
(2) 委託調査費		818,905	
(3) 図書費		2,242	
5 営業雑経費		80,818	
(1) 通信費		7,044	
(2) 印刷費		57,397	
(3) 諸会費		16,376	2,743,791
III 一般管理費			
1 給料		820,216	
(1) 役員報酬		33,940	
(2) 給料・手当		723,290	
(3) 賞与		62,985	
2 福利厚生費		114,462	
3 交際費		3,518	
4 旅費交通費		11,123	
5 法人事業税		20,027	
6 租税公課		4,465	
7 不動産賃借料		111,720	
8 退職給付費用		43,778	
9 賞与引当金繰入		114,828	
10 役員賞与引当金繰入		2,400	
11 固定資産減価償却費	※1	19,281	
12 諸経費		225,537	1,491,361
営業利益			407,116
IV 営業外収益			
1 受取配当金		4,671	
2 受取利息		0	
3 有価証券償還益		5,371	
4 為替差益		19,156	
5 雑益		2,041	31,239
V 営業外費用			
1 雑損		8,154	8,154
経常利益			430,201
税引前中間純利益			430,201
法人税、住民税及び事業税			85,017
法人税等調整額			52,333
中間純利益			292,851

(3) 中間株主資本等変動計算書

第 38 期中間会計期間 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2022 年 9 月 30 日)

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計
		資本 準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計	
				繰越利益 剰余金		
当期首残高	1, 550, 000	413, 280	413, 280	2, 129, 605	2, 129, 605	4, 092, 885
当中間期変動額						
中間純利益				292, 851	292, 851	292, 851
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純 額）						
当中間期変動額合計	－	－	－	292, 851	292, 851	292, 851
当中間期末残高	1, 550, 000	413, 280	413, 280	2, 422, 456	2, 422, 456	4, 385, 736

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価 証券評価差 額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	45,985	45,985	4,138,870
当中間期変動額			
中間純利益			292,851
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純 額）	△ 39,711	△ 39,711	△ 39,711
当中間期変動額合計	△ 39,711	△ 39,711	253,140
当中間期末残高	6,273	6,273	4,392,010

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	15 年
器具備品	2～20 年

3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、中間会計期間末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、当事業年度における支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当中間会計期間末における要支給額を計上しております。

退職給付債務の計算に当たっては、「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 25 号）に定める簡便法によっております。

5. 収益及び費用の処理方法

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) 投資信託事業においては、信託約款に基づきファンドごとの日々の純資産総額に対し信託報酬率を乗じた額を、運用期間に応じて収益として認識しています。

また、成功報酬型の収益は、信託約款に基づきファンドごとに取り決めている運用パフォーマンスの結果に応じ、報酬を受領する権利が確定した時点で収益を認識しています。

(2) 投資顧問事業においては、投資顧問契約に基づきファンドごとの資産残高に対し報酬料率を乗じた額を、運用期間に応じて収益として認識しています。

また、成功報酬型の収益は、投資顧問契約に基づきファンドごとに取り決めている運用パフォーマンスの結果に応じ、報酬を受領する権利が確定した時点で収益を認識しています。

6. 消費税等の会計処理方法

税抜方式を採用しております。

7. グループ通算制度の適用

当中間会計期間からグループ通算制度を採用しております。

会計方針の変更

（時価の算定に関する会計基準等の適用）

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 31 号 2021 年 6 月 17 日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当中間会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第 27-2 項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる、中間財務諸表に与える影響はありません。

追加情報

(グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱いの適用)

当中間会計期間から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行しております。これに伴い、法人税及び地方法人税ならびに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第 42 号 2021 年 8 月 12 日。以下「実務対応報告第 42 号」という。)に従っております。また、実務対応報告第 42 号第 32 項(1)に基づき、実務対応報告第 42 号の適用に伴う会計方針の変更による影響はありません。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

	第 38 期中間会計期間 (2022 年 9 月 30 日)
※ 1 有形固定資産の減価償却累計額	227,658 千円
※ 2 消費税等の取扱い	仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、 流動負債の「その他」に含めて表示しております。

(中間損益計算書関係)

	第 38 期中間会計期間 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2022 年 9 月 30 日)
※ 1 減価償却実施額 有形固定資産	19,281 千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第 38 期中間会計期間 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2022 年 9 月 30 日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当中間会計期間 増加株式数 (株)	当中間会計期間 減少株式数 (株)	当中間会計期間 末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	24,085	—	—	24,085
合計	24,085	—	—	24,085
自己株式				
普通株式	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(金融商品関係)

第 38 期中間会計期間 (2022 年 9 月 30 日)

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
投資有価証券 (※ 2)	493,742	493,742	—
資産計	493,742	493,742	—

(※ 1) 「現金・預金」、「未収委託者報酬」、「未収運用受託報酬」、「未払金」及び「未払費用」は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※ 2) 市場価格のない株式等は、投資有価証券には含まれておりません。当該金融商品の中間貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区分	中間貸借対照表計上額
非上場株式	750

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価	観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価
レベル2の時価	観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の算定に係るインプットを用いて算定した時価
レベル3の時価	観察できない時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

第38期中間会計期間 (2022年9月30日)

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	—	310,872	182,870	493,742
資産計	—	310,872	182,870	493,742

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

投資信託は、基準価額によっておりレベル2又はレベル3の時価に分類しております。

(2) 期首残高から中間期末残高への調整表、中間会計期間の損益に記載した評価損益

第38期中間会計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)

(単位：千円)

	投資有価証券	合計
期首残高	180,730	180,730
中間会計期間の損益又は評価・換算差額等		
損益の計上	—	—
その他有価証券評価差額金	2,140	2,140
購入、売却、発行及び決済		
購入	—	—
売却	—	—
発行	—	—
決済	—	—
レベル3の時価への振替	—	—
レベル3の時価からの振替	—	—
中間期末残高	182,870	182,870
中間会計期間の損益に計上した額のうち中間貸借対照表において保有する金融資産又は金融負債の評価損益	—	—

(3) 時価の評価プロセスの説明

時価の算定にあたっては、投資信託の基準価額を用いております。

(有価証券関係)

第 38 期中間会計期間 (2022 年 9 月 30 日)

1. 満期保有目的の債券

該当事項はありません。

2. 子会社株式及び関連会社株式

該当事項はありません。

3. その他有価証券

(単位：千円)

	種類	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	309,722	254,700	55,022
	小計	309,722	254,700	55,022
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	184,020	230,000	△45,979
	小計	184,020	230,000	△45,979
合計		493,742	484,700	9,042

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

第 38 期中間会計期間 (2022 年 9 月 30 日)

資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの

当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高 9,265 千円

時の経過による調整額 78 千円

中間期末残高 9,344 千円

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	第 38 期中間会計期間 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2022 年 9 月 30 日)
投資信託事業 (基本報酬)	3,082,177
投資信託事業 (成功報酬)	3,029
投資顧問事業 (基本報酬)	1,557,063
合計	4,642,269

(セグメント情報等)

セグメント情報

第 38 期中間会計期間 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2022 年 9 月 30 日)

当社は、投資運用事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

第 38 期中間会計期間 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2022 年 9 月 30 日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

日本	欧州	北米	中東	アジア	合計
4,177,359	232,244	161,501	46,781	24,382	4,642,269

(注) 営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えているため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する営業収益で中間損益計算書の営業収益の 10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

	第 38 期中間会計期間 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2022 年 9 月 30 日)
1 株当たり純資産額	182,354.61 円
1 株当たり中間純利益金額	12,159.08 円 なお、潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1 株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第 38 期中間会計期間 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2022 年 9 月 30 日)
中間純利益	292,851 千円
普通株主に帰属しない金額	— 千円
普通株式に係る中間純利益	292,851 千円
普通株式の期中平均株式数	24,085 株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2022年6月10日

SOMPOアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 志保
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 小林 弘幸
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているSOMPOアセットマネジメント株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第37期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SOMPOアセットマネジメント株式会社の2022年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2022年11月25日

SOMPOアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 森 重 俊 寛
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 小 林 弘 幸
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているSOMPOアセットマネジメント株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第38期事業年度の中間会計期間（2022年4月1日から2022年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、SOMPOアセットマネジメント株式会社の2022年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2022年4月1日から2022年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中

間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

公開日 2022年 12月 23日
作成基準日 2022年 11月 25日

【本店所在地】

東京都中央区日本橋2-2-16
お問い合わせ先 経営企画部